

令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

発 注 仕 様 書

令和元年 5 月

北信保健衛生施設組合

目 次

第1章 一般事項	1
第1節 一般事項	1
第2節 工事概要	
1. 解体施設概要	1
2. 工事名	1
3. 工事場所	1
4. 解体施設	1
5. 工期	1
6. 工事概要	1
第2章 特記事項	3
第1節 総則	3
1. 基本事項	3
2. 適用	3
3. 優先順位	4
4. 疑義	4
5. 変更	4
6. 関係官庁への申請手続及び報告	4
第2節 解体撤去仕様	5
1. 工事施工	5
2. 準備・共通仮設工事	6
3. 設備解体工事	7
4. 構造物解体工事	7
5. アスベスト対策	7
6. アスベスト除去工事	8
7. ダイオキシン類除去工事	8
8. その他解体撤去工事	12
9. 造成工事（整地等）	12
10. 廃棄物処理	12
第3節 除染工事仕様	13
1. 一般事項	13
2. 除染前切断	13
3. 耐火物等取扱	13
4. 汚染物除去の確認	14

5. その他留意事項	14
第4節 その他留意点	14
1. その他安全対策	14
2. 工事時間	14
3. 施工及び安全管理	14
4. 騒音、振動対策	15
5. 労務災害の防止	15
6. 破損、損傷等	15
7. 工事報告	16
8. 工事写真	16
9. 検査及び引き渡し	16
第5節 提出書類	16
1. 契約後に必要となる図書	16
2. 竣工時に必要な図書	17
3. 図書の提出部数	17

第1章 一般事項

第1節 一般事項

本仕様書は、北信保健衛生施設組合（以下、「組合」という）が発注する豊田衛生センター解体撤去工事に適用する。

第2節 工事概要

1. 解体施設概要

本施設は、昭和60年度から昭和62年度の国庫補助事業により建設され、昭和62年10月に竣工したし尿処理施設である。平成31年3月に廃止とした。今回この施設の解体工事を行うものである。

なお、本施設解体工事後の造成整地工事まで本工事に含むこととする。

2. 工事名

令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

3. 工事場所

中野市大字豊津 3913 番地ほか

4. 解体施設

施設名称：北信保健衛生施設組合 豊田衛生センター

施設所在地：中野市大字豊津 3913 番地ほか

敷地面積：11,074.66 m²

構造：鉄筋コンクリート2階建 一部地下処理設備

建物面積：2,858.52 m²

延床面積：3,796.91 m²

処理能力：98 KL / 日（し尿 90 KL / 日、浄化槽汚泥 8 KL / 日）

処理方式：二段活性汚泥法処理方式（低希釈法）

竣工：昭和62年10月竣工

※汚泥焼却処理は、平成21年3月末で停止

5. 工期

北信保健衛生施設組合議会議決の日から令和2年3月31日まで

6. 工事概要

本工事は、し尿処理場の解体撤去工事を施工するものである。また、解体に伴う発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき適切に処理するものとする。本工事は、一部を除き、施設内の全ての建築物・工作物（基礎含む）及び設備の解体及び造成工事（整地）を行うものであり、主要工事範囲は以下のとおりである。

(1) 設備解体撤去工事

- ① し尿処理施設解体工事
- ② 電気設備撤去工事
- ③ 機械設備撤去工事
- ④ プラント機械撤去
- ⑤ 焼却施設洗浄作業
- ⑥ 地下埋設タンク撤去
- ⑦ 既存建物外壁ほかアスベスト除去工事
- ⑧ 薬品除去
- ⑨ 不要備品撤去
- ⑩ 外構解体撤去

(2) 構造物解体撤去工事

- ① 管理及び処理棟 1 式
(鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建 基礎含む)
(建築面積：2,858.52 m²、延床面積：3,796.91 m²)

(3) その他解体工事

- ① 場内通路・構築物（アスファルト舗装、コンクリート舗装、排水路等） 1 式
- ② 場内電気設備（外部引込設備等） 1 式
- ③ 解体工事に伴い発生する残存汚水・廃棄物等の処理処分 1 式

(4) 造成工事（整地等）

- ① 解体跡地の整地 1 式

第2章 特記事項

第1節 総則

1. 基本事項

本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って施工することを妨げるものではない。

本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て請負者の責任において補足・完備させなければならない。また、「参考」として記載している図表等に関しても同様である。なお、本仕様書に記載されていない工法であっても、本仕様書の意図を十分に反映し、同等以上の工法がある場合は、組合と協議し、承諾を得た上で、採用することを妨げるものではない。

2. 適用

本施設の解体撤去工事施工にあたっては、以下に示す関係法令、基準および規格等の最新版を遵守しなければならない。

1. 「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、同施行令及び同施行規則及び関係通知
2. 「廃棄物処理施設解体作業マニュアル」
3. 「労働安全衛生法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
4. 「労働基準法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
5. 「建設業法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
6. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、同施行令、同施行規則及び関係通知
7. 「建築基準法」
8. 「電気事業法」
9. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、同施行令、同施行規則及び関係通知
10. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
11. 「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」
12. 「環境基本法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
13. 「大気汚染防止法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
14. 「水質汚濁防止法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
15. 「騒音規制法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
16. 「振動規制法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
17. 「悪臭防止法」、同施行令、同施行規則及び関係通知
18. 「作業環境測定法」、同施行規則、「作業環境測定基準」、「作業環境評価基準」
19. 「アスベスト（石綿）廃棄物の処理について」
(環境企第 317 号 衛産第 34 号環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長連名通知 昭和 62 年 10 月 26 日付)
20. 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」
(昭和 63 年 7 月 2 日厚生省衛産 43 号)

21. 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
(平成9年2月環境庁大気保全局)
 22. 「石綿障害予防規則の施工について」
(基発第0318003号 平成17年3月18日)
 23. 「石綿障害予防規則」
 24. 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」
(平成17年3月30日環境省通知)
 25. 「ダイオキシン類対策特別措置法」
 26. 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」
 27. 「建築工事における建設副産物管理マニュアル」
(平成14年官庁営繕部建築課営繕技術管理室)
 28. 「建築物解体工事共通仕様書」
(平成24年5月21日改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 29. 「建築改修工事標準仕様書」
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- その他適用される関係法令、規則、規格、基準等

3. 優先順位

本工事は、下記により施工し、相互間の内容に相違がある場合の優先順位は、記載の順とする。

- ① 本仕様書
- ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」(平成24年版)
- ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書」(平成28年版)

4. 疑義

本仕様書及び設計図書に記載のない部分、判明し難い部分について不都合な箇所が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示によること。

5. 変更

本工事施工にあたり、図面等による数量、寸法、重量の違い及び分析結果の基準値超過等によるサンプリング、施工等、その他本工事の内容にあたって変更が生じた場合は協議するものとする。

6. 関係官庁への申請手続及び報告

本工事に関係ある法令、条例及び規則等はよくこれを遵守し、必要な届出、手続はすべて請負者が行い、これに要する費用は請負者の負担とする。

第2節 解体撤去仕様

1. 工事施工

(1) 施工前調査

工事着手前に監督員の立会のもと、除染、解体対象物、埋立構造物、残置構造物の確認を行うこと。

また、埋設配管等の既存地下構造物、埋設物の位置、利用状況等について調査を行い、調査報告書を作成した上でその結果を監督員に報告し、撤去または保存の確認措置方法の承諾を受けること。

なお、アスベスト除去に係る施工計画及び作業要領を立案し、安全衛生管理、飛散防止対策、除去処理工事及び解体廃棄物の処理処分等を適切に実施すること。

(2) 施工体制

1) 現場代理人

請負者は、本工事の現場代理人を定め、その氏名、連絡先、経歴等を書面により監督員に報告し、承諾を得ること。現場代理人を変更する際も同様とする。

現場代理人は、工事期間中現場に常駐し、各工事の指揮連絡、現場管理及び保全について責任を持って行うこと。また、現場代理人は、工事工程表、工事日記、工事写真、労務者点検簿等を備えて毎日記載するとともに、監督員が必要と認めたときには遅滞なく提出または閲覧に供さなければならない。

2) 監理技術者

請負者は、本工事の監理技術者を定め、その氏名、連絡先、経歴等を書面により監督員に報告し、承諾を得ること。監理技術者を変更する際も同様とする。

監理技術者は、建設業法 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者とし、工事期間中現場に常駐し、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督を行うこと。

3) 施工体制台帳及び施工体系図

請負者は、下請負者の称号又は名称、当該下請負者に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、備え置き、監督員が必要と認めたときには遅滞なく閲覧に供さなければならない。

下請負者が、その請け負った工事を他の下請負者に請け負わせたときには、請負者に対して同様の施工体制台帳を提出し、請負者はその施工台帳を保管し、監督員が必要と認めたときには遅滞なく閲覧に供さなければならない。

請負者は、本工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事現場の見やすい場所に設置すること。

4) 施工計画書・工程表

請負者は、工事着手に先立ち施工計画書及び工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。

5) 現場管理

請負者は、労働基準法等関係法令に従って現場を管理し、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。工事施工場所への一般人及び労務者の出入監視や、風紀・公衆衛生の取締りを行うこと。

6) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分行い、また、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害その他事故等の発生が無いよう、十分な施工体制をもって工事を施工すること。特にダイオキシン類及びアスベストの暴露防止対策に万全を期すこと。

7) 技術管理

請負者は、工種毎に円滑な工事進捗に十分必要な人員数の労務者を計画的に配置し、秩序正しい作業を行わせること。

熟練を要する工種、危険物及びダイオキシン類等の知識を要する工種等の施工にあたっては、相当の経験並びに知識を有する者を配置すること。

労務者が監督員の指示に従わない場合、工事作業に不相当と監督員が認めた場合には、交代又は退去を命じる場合がある。この場合、請負者は直ちに適切な措置を講じること。

8) 工程管理

請負者は、工事着手前に全体工程表、工事实施中には月刊及び週間工程表を提出し監督員の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。実施工程に変更が生じた場合には、変更後の実施工程表を提出し監督員の承諾を得ること。

災害その他の事情により工事が遅延した時は、その理由、程度等を監督員に報告し、工程計画の見直しを速やかに行うとともに、進捗の回復に努めること。

9) 地元への配慮

工事着手前に近隣住民への挨拶及び工事概要の説明を行い、意見苦情については発注者に報告し、指示を仰いだ上で誠意を持って話し合いにより解決に努める。工事により発生したと思われる近隣への損傷については、一切請負者の責任により速やかに復元すること。

2. 準備・共通仮設工事

(1) 仮囲い

施工範囲計画地内に部外者の立入を防止するため、搬入路入り口に侵入防止ゲートを設置し、立入禁止であることを明示すること。また、隣接する当組合の斎場利用者及び果樹耕作者の視界等への配慮を行うものとする。

(2) 仮設電気

請負者にて準備し、その費用は請負者にて負担すること。

(3) 工事用水

必要な工事用水として、上水道の使用が可能である。上水道の使用に関する費用は請負者にて負担すること。

(4) 足場組立

付着物除去、解体作業中における粉じん等の飛散防止のために、防音パネルまたはシート養生を施工すること。また、建屋外部の足場は枠組み足場を原則とする。

(5) 現場事務所

現場事務所を設けること。

3. 設備解体工事

(1) 一般概要

設備解体工事は、除去工事終了後、除去結果より安全の確認を行った後に着手すること。また、フロン等を含む設備・機器類等については関係法令等に基づき適切に回収処分すること。

4. 構造物解体工事

(1) 飛散防止、周辺環境対策

解体中は粉じんが飛散しないように散水しながら施工すること。また、騒音・振動の発生が極力小さい工法を採用し、周辺環境に粉じんが飛散しない工法を採用すること。解体重機は排出ガス対策型とすること。

(2) 地下構造物の解体

建物は基礎部も含めて全て解体撤去することを基本とする。また、必要に応じて土留めを計画し、斜面崩壊や周辺への沈下等の影響を考慮した安全な施工を行うこと。

ただし、土留め、掘削等を行う際は、敷地境界線を超えないこと。

(3) 管理及び処理棟の解体

建物は、付属品も含めて全て解体すること。

5. アスベスト対策

(1) 作業レベル

請負者は、工作物に使用されている石綿含有製品に応じて作業レベルを決定すること。ただし、解体等作業の方法により発じん量が変わるため、石綿によるばく露レベルを勘案し、発じん量の程度によって適切な作業レベルを決定すること。

(2) 作業計画

事前調査の結果に基づき、石綿則第4条に則り石綿粉じん対策を含む作業計画を作成すること。

作業中に事前調査では把握していない石綿含有製品が発見された場合など、作業計画を適宜見直すこと。

(3) 作業員保護具

各作業にあったレベルの保護具を装備すること。保護具はJIS規格品とすること。なお、緊急時及び監督員、監督補助員が立会い検査のために必要な保護具も用意すること。(呼吸用保護具、保護衣等)

(4) 事前調査結果

非破壊による事前調査では、飛散性アスベストの存在は認識されていない。現地調査・書類調査等により、工事着手前にアスベスト含有製品の有無の確認を行うこと。

以下に現時点で判明しているアスベスト含有材料の使用箇所を示す。なお、以下に示す箇所以外のアスベスト含有製品が確認された場合においても本工事範囲とし、適切に全て撤去すること。

アスベスト含有材料の使用箇所及び定性分析結果

検体	部位	建材	施工箇所等	分析結果	レベル
1	煙突	断熱材	焼却炉煙突	含有	2
2	配管エルボ	水練り保温材	1階：槽上家(活性炭処理塔の系統)	含有	2
3	外壁	下地調整塗材	外壁	含有	3
4	天井	ロックウール吸音板	1階：中央操作室 2階：研修室	含有	3
5	天井、軒天	ケイ酸カルシウム板 第1種	軒天(1階プロパン庫) 1階：男子トイレ(乾燥焼却操作室前) 2階：男子トイレ	含有	3
6	焼却炉 煙道等	パッキン(紐状)	1階：乾燥焼却室 (焼却炉配管接続部等)	含有	3
7	施設配管	フランジパッキン	1階：乾燥焼却室 ・空調用ダクト 2階：前処理脱水機室	含有	3

6. アスベスト除去工事

(1) アスベスト除去方法

「建築物解体工事共通仕様書」に則り、養生、除去、保管、運搬、処分を行うこと。

(2) アスベスト除去の確認

目視によるアスベスト除去後材料表面の観察(状況・変色等)を行うこと。アスベスト除去結果の確認のため、除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。統括安全衛生責任者等によるアスベスト除去作業が十分に行われたことの確認を受けること。

7. ダイオキシン類除去工事

(1) 事前調査

事前調査は、解体撤去作業を安全かつ円滑に遂行するための基礎資料とし、請負者が施工する解体撤去工事の施工計画を立案する上で、本施設の汚染度を客観的に評価し、管理区分を適切に決定し、保護具及び解体工法等を決定するために必要な箇所数の調査を行うこと。

1) 一般事項

- ① 測定場所は、貸与する図面等を参考として設定すること。
- ② 測定場所の選定理由を明確にすること。
- ③ 採取方法、分析方法を明らかにすること。

- ④ 事前調査計画に基づき、調査を実施すること。
 - ⑤ 調査は環境省の受注資格を有する機関またはMLAP取得機関が実施し、作業環境の測定に当たっては作業環境測定士が計画立案して調査を実施すること。
 - ⑥ 発注者が行った事前調査結果が活用できる場合は、その理由書を添えて調査結果を利用すること。
- 2) 安全管理
- ① 付着物等のサンプリング時は、レベル3の保護具を使用すること。
 - ② 付着物等のサンプリング作業に当たっては安全管理計画に基づいた暴露防止策を施し、作業者の安全確保に努めること。
 - ③ 作業員の安全管理上、作業員の血中ダイオキシン類濃度を必要に応じて測定すること。
 - ④ 汚染された保護着等は安全場所に隔離して保管、処理処分を行うこと。
- 3) 調査分析の結果
- ① ダイオキシン類

当組合が事前に実施した汚染物及び土壌のダイオキシン類濃度の結果を下表に示す。下表のとおり全ての採取場所でダイオキシン類濃度は基準値以下であった。

表. 汚染物及び土壌のダイオキシン類濃度

調査項目	採取場所	測定結果	基準値	単位
汚染物	焼却炉本体	0.0000058	3	ng-TEQ/g
	煙突	0.036	3	ng-TEQ/g
	煙道	0.043	3	ng-TEQ/g
	集塵機	0.083	3	ng-TEQ/g
	サイクロン	0.0020	3	ng-TEQ/g
土壌	建物周辺土壌 (のり面上部)	5.0	1000	pg-TEQ/g
	建物周辺土壌 (敷地境界内側)	4.4	1000	pg-TEQ/g

- ② 周辺環境測定
 - (イ) 事前に周辺環境の調査を行い、解体撤去工事前の周辺環境の状況を把握すること。
 - (ロ) 周辺環境の調査地点及び検体数は次表に示す通りとし、必要に応じて調査地点を追加すること。追加する調査地点、検体数及び理由を明記すること。
- 4) 測定結果記録
- ① 測定結果は記録としてとりまとめること。
 - ② 調査結果のみではなく、調査時の時間、天候、温度、湿度等の測定条件を記録するとともに、測定、採取中及び前後を写真撮影により記録すること。

(2) 工事中ダイオキシン類等調査

1) 一般事項

- ① 解体作業期間中に作業環境中のダイオキシン類及び粉じんの測定を行うこと。
- ② 解体作業場所の作業環境中のダイオキシン類調査は、単位作業場所毎に1箇所以上、解体作業中に少なくとも1回以上行うこと。
- ③ 周辺環境及び排気の調査を行うこと。
- ④ 解体作業中に汚染度の高いと想定される新たな付着物が発見された場合は、速やかにその場を隔離し、当該箇所のサンプリング調査を実施すること。

2) 安全管理

安全管理は(1)事前調査に準じるほか、除染作業中及び解体作業中に暴露した可能性が生じた場合は、当該作業員の血中ダイオキシン類濃度を測定すること。

3) 調査地点及び検体数

① 作業環境測定

作業環境の調査地点及び検体数は概ね次表に示す通りとし、必要に応じて調査地点を追加または除外すること。追加または除外する調査地点、検体数及び理由を明記すること。

測定場所	検体数		
	DXNs		粉じん
	ガス状	粒子状	
焼却炉室	1 検体	1 検体	6m×6m 以内の必要数
サイクロン	1 検体	1 検体	6m×6m 以内の必要数
集塵機	1 検体	1 検体	6m×6m 以内の必要数
煙道	1 検体	1 検体	6m×6m 以内の必要数
煙突	1 検体	1 検体	6m×6m 以内の必要数

② 周辺環境測定

- (イ) 除染工事中に事前調査と同様の大気調査を1回以上行うこと。
- (ロ) 除染工事終了後、解体作業期間中は周辺環境への飛散が生じていないか確認するために、デジタル粉じん計等を用いて随時周辺環境の調査を行うこと。
- (ハ) 本調査で使用するデジタル粉じん計で事前調査でも測定を行い、SPM 及びダイオキシン類との相関を算定すること。
- (ニ) 公害防止基準に示す項目（騒音、振動、悪臭）の調査を行うこと。

③ 排気測定

- (イ) 排気を外部に排出する場合は排気中に含まれるダイオキシン類等が排出基準等を満足しているか確認し、基準を満足していない場合には速やかに工事を中止し、原因究明の上、対処措置をとること。

- (ロ) 排気調査地点及び検体数は概ね次表に示す通りとし、必要に応じて調査地点を追加すること。追加する調査地点、検体数及び理由を明記すること。
- (ハ) 排気中のダイオキシン類調査を行うにあたり簡易分析を用いる場合は、その精度を提示し、監督員の許可を得ること。

	調査項目	内 容
排 気	・粉じん ・DXNs (ガス状、粒子状)	調査箇所：換気設備排気口 調査時期：除染中1回以上

④ 調査計画及び調査結果

調査計画、調査結果のとりまとめは(1)事前調査に準拠すること。

(3) 事後調査

1) 一般事項

解体撤去工事作業を終えた後、周辺環境及び敷地内の事後調査を行うこと。

2) 調査地点及び検体数

調査地点、検体数は、(1)事前調査に準拠すること。ただし、大気の調査は除く。

環境要素	調査項目	調査地点
土 壤 ダイオキシン	・DXNs 及び重金属類(溶出、含有量とも)	・集塵設備設置場所 ・汚泥処理設備設置場所 ・各2箇所

3) 調査計画及び調査結果

調査計画、調査結果のとりまとめは(1)事前調査に準拠すること。

(4) 廃棄物調査

- 解体廃棄物の中間処理の必要性確認、最終処分受け入れ基準の確認のための調査を、抛出する廃棄物等(耐火物、洗浄水、水洗浄汚泥、コンデンサ・トランスなどの電気設備でPCBが含有している可能性のあるもの)に対して行うこと。
- 調査項目はダイオキシン類のみではなく、各種重金属類溶出試験等、受入基準項目、最終処分基準項目の調査を行うこと。
- 調査対象物について、次表に示す様式に従い調査事項を示すこと。

調査対象物	調査物	調査項目	検体数	調査時期	備考
汚染物					耐火レンガ、汚染コンクリート、焼却灰、その他除染前の性状と同一(水処理汚泥等にならない)な汚染物で汚泥以外の調査
処理水					中間処理施設に搬出し、受入基準がある場合は、調査を行うこと。

有価物					有価物として搬出するコンクリートガラ、アスファルト等の建設リサイクル法に定められる項目等について調査を行うこと。
上記以外の廃棄物					上記以外の廃棄物

※調査物：汚染物であれば、耐火レンガ等

※調査項目：汚染物であれば、ダイオキシン類及び廃棄物処理法に定める物質等

8. その他解体撤去工事

(1) 場内排水処理設備

場内排水処理設備は、外構平面図に示す雨水排水路及び消雪配管路の一部を解体撤去すること。その他は付属設備を含めて全て既存のまま残置とする。

(2) 場内通路、擁壁、場内設備

場内のコンクリート舗装、アスファルト舗装は、建物解体に伴い同時に解体されると思われる建物外周部を解体撤去範囲とし、その他は既存のまま残置とする。また、解体撤去された舗装部分は埋め土のうえ砕石敷きとする。(外構平面図参照)

なお、隣接する擁壁や法面は既存のままとする。

(3) 場内電気設備

場内の電気設備については、引き込み柱以降の設備を解体すること。

(4) 残存汚水・廃棄物等の処理処分

施設内に残存する汚水・廃棄物等は全て請負者にて処理処分すること。設備内の残存焼却灰、汚泥等はいずれも少量を想定する。

9. 造成工事（整地等）

(1) 解体跡地の整地

施設解体後の跡地整地については、現況 GL 高さまで RC 砕石にて復元することを基本とする。ただし、RC 砕石は上層 10cm とし、下層は購入良質土とする。

解体跡地は雨水排水に支障がなく、雑草が生えないように整地すること。問題がある場合は組合と協議の上、その指示によること。

10. 廃棄物処理

除去する必要のない解体廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分（資源化を含む）すること。鉄骨のスクラップ処理等、可能な限り資源化に努めること。

第3節 除染工事仕様

1. 一般事項

- (1) 汚染物除去の方法及び実施は請負者の保有する技術による施工計画書に従って実施すること。
- (2) 採用する除染技術内容、使用機材及びその採用理由等を記載して技術提案書とすること。
- (3) 技術提案書には各機械設備及び建設物毎に適用する除染方法を記載すること。
- (4) 除染は機械設備内部のみではなく、外表面、付属機器、配管、建屋鉄骨部、床、壁等に付着している汚染物についても完全に除去すること。
- (5) ダイオキシン類を含む粉じん等の飛散防止のために、発散源を湿潤化すること。すす等撥水性のもので、散水により粉じんの飛散防止措置を執ることが著しく困難な場合は、飛散防止剤等による固化を行った上で解体を行う等、発散源における粉じんの飛散防止対策を施すこと。
- (6) 除染作業による二次汚染がないよう十分配慮した計画とし、実施すること。
- (7) 水処理設備を設置し、処理を行ったものであっても放流（河川及び下水道）は一切認めない。
- (8) 現場施工にあたり施工計画通り実施することが著しく困難な場合は、監督員との協議によるものとする。また、変更が生じた際は速やかに所管の労働基準監督署に届け出る。
- (9) 除染経過（除染前・中・後）の記録を行い、確認、報告すること。
- (10) 除染作業状況を現場事務所を確認できるものとする。
- (11) 除染後は十分な養生期間をとり、粉じん発散が無くなったことを確認して解体工事を行うこと。

2. 除染前切断

- (1) 原則溶断による解体は認めない。ただし、マニュアルにより認められた第1管理区分での溶断についてはこの限りではないが、ダイオキシン類の再合成に対する十分な対策を施すこと。また、第2、第3管理区分において溶断によるものでなければ解体が著しく困難な場合は、監督員と協議すること。
- (2) 直接洗浄が困難な機器等については、ダイオキシン類が気化せず、粉じんが飛散しないように配慮した工法を採用するときに限り、事前に切断を行って差し支えない。ただし、この方法による場合は監督員と事前に協議し、承諾を得ること。また、事前に所管の労働基準監督署の承諾を得ること。
- (3) 部分的に切断を行い、洗浄ヤード等で再除染を行う際、一度施設外に持ち出す場合には、汚染物が飛散しないよう対策を講じること。

3. 耐火物等取扱

- (1) 炉内等の耐火材の汚染状況は、炉形式、運転状況、供用期間によっても差異がある。このため、耐火材等の除染時において、請負者の判断により上層はつりで十分であるといった判断は行わないこと。

- (2) ただし、本施設において請負者が耐火材コアサンプリングを行った結果、上層はつりで十分に除染可能であると判断できる場合、または除染後の調査結果により十分除染されたことが確認できた場合は、上層はつりによる除染完了も可とする。

4. 汚染物除去の確認

- (1) 汚染物の除去確認は、除染対象物により目視、材料比較、経過記録、サンプリング等適切に決定し、監督員の承諾を得ること。
- (2) 統括安全責任者による確認の後、監督員立会いのもと除染の最終確認を行うこと。

5. その他留意事項

- (1) 除染作業は複数名で行い、互いの状態が相互に確認ができるようにすること。
- (2) 炉ピット等地下部又は床面で集配水を行う場合は、事前に亀裂調査を行い、目張り等適切な処置を行って除染水の地下浸透並びに建屋外部への漏れが生じないように、土壌・地下水汚染対策を施すこと。
- (3) 作業単位毎に気密性の高い分離養生を行うこと。
- (4) 煙突内の除染を行う際には、足場等による荷重により煙突が倒壊しないよう配慮すること。
- (5) 煙突内では閉所での作業となるため、当該作業員と外部が連結できるようにすること。
- (6) 解体に伴い発生する臭気について、周辺への対応を考慮すること。

第4節 その他留意点

1. その他安全対策

- ① 槽・ピット等の内部において作業を行う際には、事前に作業場所の酸素濃度等を測定し、安全の確認を行うこと。
- ② 作業は複数の作業員により行うこと。

2. 工事時間

工事時間は、原則として土・日祝日を除く昼間（8:30～17:00）とする。

3. 施工及び安全管理

(1) 安全衛生管理体制の確立等

労働安全衛生法第 15 条等に定めるところにより、その労働者及び請負人の労働者の人数に応じ、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生管理者等を選任する等、統括安全衛生管理体制の確立を図ること。

労働安全衛生法第 30 条に定めるところにより、全ての関係請負人が参加する協議組織を設置し、混在作業による危険の防止に関して協議すること。また、関係請負人に対し安全衛生上必要な指揮等を行うこと。

コンクリート造の工作物の解体作業等においては、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任すること。

石綿を取扱う作業を行う場合、石綿作業主任者技能講習を修了した者の中から、石綿作業主任者を選任し、作業計画等に基づき作業方法を決定、作業の指揮監督をさせるとともに、呼吸用保護具、作業衣、保護衣等の使用状況を監視・点検を行わせること。

作業開始前に、石綿の有害性、保護具の使用方法及び作業方法等について、作業従事者に対し石綿使用建築物解体等業務特別教育規定（厚生労働省告示第132号）及び石綿則に定める特別教育を行うこと。

(2) 健康管理

解体等において石綿粉じんのばく露が予想される作業従事者に対し、石綿則とじん肺法に基づく健康診断及び労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施し、その結果を監督員に提出すること。

女性労働者について、母性保護の観点から、解体作業における就業上の配慮を行うこと。

(3) 休憩室使用の留意事項

労働者の作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずること。

(4) 作業場内での喫煙等の禁止

作業が行われる作業場では、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止すること。

(5) 施工計画等

着工に先立ち施工計画書及び工程表を提出し、監督員と協議の上、承諾を受けた後施工すること。

第三者の安全には十分に留意し、現場内に限らず監督員が必要と判断したものについては保安施設や案内板を設置すること。特に、工事車両の出入りについては事故防止に十分配慮し、必要に応じて交通整理員を配慮すること。

(6) 周辺住民への対応

周辺住民等に対して掲示板を設置し、作業実施等の情報開示を行うこと。掲示は基安発第0802003号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に則ること。

住民説明会については、必要となった場合に対応を行う。

4. 騒音、振動対策

請負者は、解体工事にあたって構造物の状況や、工事現場周辺の環境条件を検討した上で騒音規制法に従い、必要に応じて事前に届出等の手続きを行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。

5. 労務災害の防止

工事中の危険防止対策を十分に行い、また作業員への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

6. 破損、損傷等

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は請負者の負担で速やかに復旧すること。

7. 工事報告

工事の進捗、作業員の就労、資材の搬入及び搬出等の日報を作成し、監督員に提出すること。

8. 工事写真

着工前の原景より完了に至る間、工事の記録写真を撮影し、完了引き渡し時にまとめ、提出すること。

9. 検査及び引き渡し

本工事の完了後は、監督員より指示のある必要書類及び資料等を提出し、現場の後片づけ並びに清掃を行い、監督員の下検査を受け、手直し等完了後に完了検査を受ける。なお、正式引き渡しは、完了検査の手直し等終了後とする。

第5節 提出書類

請負者は、本仕様書に基づき発注者が指定する期日までに次の図書を提出し、発注者の承認を得ること。図書はA4版を基本とする。

1. 契約後に必要となる図書

- (1) 現場代理人、主任技術者等の通知書、経歴書（直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること）
- (2) 労災保険証書（写）
- (3) 建設業退職金共済事業証紙購入状況報告書
- (4) 施工体制台帳（施工体系図）
- (5) 労働基準監督署に提出する解体工事計画届
 - ① 解体作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
 - ② 解体工事を行うし尿処理施設、建設物の概要を示す図面
 - ③ 工事用機械、設備及び建設物等の配置を示す図面
 - ④ 工法の概要を示す書面又は図面
 - ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
 - ア 統括安全衛生管理体制を示す書面
 - イ 特別教育等の労働安全衛生教育の実施計画
 - ウ 解体作業対象施設における事前の汚染物のサンプリング調査結果
- (6) 特定建設作業実施届出書
- (7) 建設リサイクル法に係る「説明書」
- (8) 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画
- (9) 関係官庁等申請図書（機械等設置届、溶接溶断作業届出書等）
- (10) 廃棄物関連業者（収集運搬、中間処理、最終処分）との契約書及び業者の登録証の写し
- (11) 工程表
- (12) アスベスト事前調査結果報告書（大気汚染防止法の改正に対応するもの）

(13) その他必要な図書

2. 竣工時に必要な図書

- (1) 完成届出書
- (2) 工事工程月報
- (3) 工事打合簿及びその関係資料
- (4) 工事記録簿（作業内容、作業者数等）
- (5) 汚染物除去記録書（作業者名、除去確認者名、除去方法、除去前後における写真）
- (6) 労働安全対策実施報告（特別教育の実施状況、保護具の着用状況及び点検記録、災害防止協議会開催記録、作業環境測定結果）
- (7) 使用機械の管理記録（重機、発電機等）、仮設構造物の管理記録（足場等）、保安施設等の管理記録（仮囲い等）
- (8) 公害防止対策実施報告（排気及び排水等の対応状況）
- (9) 工事写真
- (10) 再生資源利用計画（実施書）・再生資源利用促進計画（実施書）
- (11) 廃棄物処理実績（品目別処理量及び搬出先）
- (12) マニフェストの写し(※)または電子マニフェストの受渡確認票
※工期内にE票までの写しを提出すること
- (13) リサイクル伝票（写）
- (14) その他必要な図書

3. 図書の提出部数

各1部とする。